## 共通一第5号様式 見積参加者選考調書(特定随意契約用)

## 見積参加者選考調書(特定随意契約用)

発 注 課 子)子ども育成部子ども企画課
選定事業者株)HDC

## 随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)

本業務については、令和7年度の児童クラブ利用者のデータを入力するものである。本市で入力作業等に利用している児童クラブ利用料収納管理システムにおいては、利用者ごとに任意の「世帯番号」「個人番号」が自動的に付番され、当該番号で利用状況が管理されている。令和7年度新規申請世帯については、継続利用者の番号との重複を避け入力作業を行う必要があり、システム上で継続利用者とのデータ統合を行ったうえで入力する以外の方法はない。

一方で、システムでの入力作業には特定の作業環境が必要であり、本市で作業を行う場合については、イントラネット環境に繋がっている必要があり、本市職員でなければ入力を行うことができない。また他社が作業を行う場合、本市において導入している学童保育パッケージシステムの開発業者にシステムをセットアップしてもらう必要がある。しかしながら、すでに当該システムのバージョンはクローズしており、新たに別のサーバやパソコンにセットアップすることはできない。

当該業者は学童保育パッケージシステムの開発業者と提携しており、本市仕様にカスタマイズした「児童クラブ利用料収納管理システム構築業務」の受託業者であるため、本市と同様の作業環境で入力作業を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由から、本業務の遂行が可能な業者は当該業者しかおらず、当該業務における契約の 性質又は目的が競争入札に適しないため。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 根拠法令